

足利市自転車の放置防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所等における、自転車の放置防止に関する措置を講ずることにより、歩行者の安全を確保し、市民の良好な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所等 駅前広場、道路、公園その他公共の用に供する場所及びこれに準ずる場所をいう。
- (2) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (3) 自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車のための施設をいう。
- (4) 放置 自転車の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)が自転車を離れて速やかに当該自転車を移動させることができない状態をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、必要な施策の実施に努めなければならない。

(自転車利用者等の責務)

第4条 利用者等は、自転車駐車場以外の公共の場所等に自転車を放置することのないよう努めるとともに、市長の実施する施策に協力しなければならない。

(旅客運送事業者等の責務)

第5条 旅客運送事業者及び官公庁、商業施設、娯楽施設等大量の駐車需要を生じさせるものは、その利用者のために自転車駐車場の設置に努めるとともに、市長の実施する施策に協力しなければならない。

(放置禁止区域の指定)

第6条 市長は、大量の自転車の放置により、良好な生活環境が著しく阻害されている公共の場所等を自転車放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、放置禁止区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(放置禁止区域の変更等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項の規定は、放置禁止区域の変更又は解除について準用する。

(自転車放置の禁止)

第8条 自転車の利用者等は、放置禁止区域内に自転車を放置してはならない。

(放置自転車に対する措置)

第9条 市長は、放置禁止区域内に自転車が放置されているときは、警告札を取り付け、時間を定め、当該自転車を移動することができる。

2 市長は、前項の規定により自転車を移動したときは、当該自転車を相当の期間保管しなければならない。

(放置禁止区域外の放置自転車に対する措置)

第10条 市長は、放置禁止区域外に放置されている自転車に対し、警告札を取り付けることができる。

2 市長は、前項の規定による警告札を取り付けたにもかかわらず、相当の期間にわたり放置されている場合は、当該自転車を移動し、保管することができる。

(保管した自転車の措置)

第11条 市長は、前2条の規定により自転車を保管したときは、その旨を告示するとともに、当該自転車の利用者等に自転車を返還するための必要な措置を講ずるものとする。

(費用の徴収等)

第12条 市長は、第9条及び第10条の規定により自転車を移動し、保管したときは、それに要した費用として規則で定める金額を当該自転車の利用者等から徴収することができる。

(放置自転車の処分)

第13条 市長は、利用者等が明らかでない自転車及び利用者等に引き取られない自転車については、一定期間経過した後に当該自転車を処分することができる。

(関係機関との協議)

第14条 市長は、この条例に規定する施策を実施するため必要と認めるときは、県、道路管理者、警察署、旅客運送事業者その他関係機関と協議するとともに協力を要請することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成6年9月1日から施行する。